

生産行程管理業務規程

平成 30 年 6 月 26 日

1 作成者

住所（フリガナ）：トクシマケン トクシマシバンダイチョウ チョウメ バンチ
(〒770-8570) 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

名称（フリガナ）：トクシマケン アワオドリ カクリツタイサクキョウギカイ
徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会

代表者（管理人）の氏名：会長 辻 貴博

ウェブサイトのアドレス：<https://www.tokutori.org/tori/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：家きん肉（鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：アワオドリ
阿波尾鶏、Awaodori

4 明細書の変更

徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会（以下「協議会」という。）会長は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会が阿波尾鶏の食鳥処理場ごとに設置する生産行程管理者は、生産者に対し「阿波尾鶏」の明細書に記載された生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知するとともに、必要に応じて指導を行う。

ア 生産者の手順

生産者は、「阿波尾鶏」の生産地、素びなの品種及び飼育状況を記録する。

イ 生産行程管理者の手順

生産行程管理者は、定期的に、生産者に対する現地確認を実施し、生産地及び生産の方法に係る管理状況を記録するとともに、各食鳥処理場の最終製品の出荷状況について記録する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

生産行程管理者は、上記（1）の手順について、定期的に実施する現地確認時にその妥当性について検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、明細書に記載された生産の方法に従った生産が行われていないことが判明した場合には、生産者及び生産行程管理者に対し、警告を発し、是正を求めることができる。

なお、これに従わなかった場合、協議会は生産者及び生産行程管理者に対し、「阿波尾鶏」としての出荷停止を命じることができるものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

生産行程管理者は、生産者に対し前記5の周知の際、地理的表示である「阿波尾鶏」及びGIマークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載の生産地及び生産の方法に基づいて生産された鶏についてのみ、地理的表示である「阿波尾鶏」及びGIマークの使用が可能であること
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「阿波尾鶏」と併せて使用すること
- (3) GIマークは省令で定められた規程に基づいたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、地理的表示である「阿波尾鶏」及びGIマークに係る違反使用が判明した場合、各食鳥処理場に対し是正を求める。

なお、是正を求めたにもかかわらず改善がみられない場合には、当該食鳥処理場における「阿波尾鶏」としての出荷の停止を命じることができる。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、6及び8に関して「阿波尾鶏」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はその恐れがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会、生産者及び生産行程管理者は、次の資料を作成日または取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 生産者及び生産行程管理者における上記5の「阿波尾鶏」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと、又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等の記録

11 連絡先

協議会
〒730-0852 広島県広島市東区
本町1-1-1
広島県協議会
〒730-0852 広島県広島市東区
本町1-1-1